

市第7号議案

横浜市公会堂条例等の一部改正

横浜市公会堂条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成22年6月11日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市公会堂条例等の一部を改正する条例

（横浜市公会堂条例の一部改正）

第1条 横浜市公会堂条例（昭和28年3月横浜市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第5条第1項」の次に「又は第2項」を加え、「同項第1号」を「同条第1項第1号」に、「同項に」を「同項又は同条第2項に」に改める。

第5条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター（横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）第1条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

第5条に次の1項を加える。

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場

合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市スポーツ施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及びスポーツセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

第7条第2項中「別表第2」を「別表第3」に改める。

第9条第2項中「別表第3」を「別表第4」に改める。

別表第3 横浜市港北公会堂の項の次に次のように加える。

横浜市青葉公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	6,500	7,800
		入場料等を徴収する場合	同	13,000	15,600
	リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	同	5,700	6,840
		入場料等を徴収する場合	同	11,400	13,680
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附属設備		一式又は1台、1日につき		6,000

別表第3 横浜市都筑公会堂の項の次に次のように加え、同表を別表第4とする。

横浜市栄公会堂	会議室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	7,400	8,880	
		入場料等を徴収する場合	同	14,800	17,760	
	リハーサル室	入場料等を徴収しない場合	同	5,400	6,480	
		入場料等を徴収する場合	同	10,800	12,960	
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800	
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600	
	附属設備		一式又は1台、1日につき		6,000	

別表第2 横浜市青葉公会堂の項及び横浜市栄公会堂の項を削り、同表を別表第3とする。

別表第1の次に次の1表を加える。

別表第2（第5条第2項）

公会堂	スポーツセンター
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉スポーツセンター
横浜市栄公会堂	横浜市栄スポーツセンター

（横浜市公会堂条例の一部を改正する条例の一部改正）

第2条 横浜市公会堂条例の一部を改正する条例（平成19年5月横浜市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第2条横浜市公会堂条例第1条の表横浜市瀬谷公会堂の項及び別表第2横浜市瀬谷公会堂の項を削る改正規定中「第1条の表横浜市瀬谷公会堂の項及び」を削る。

第3条中横浜市公会堂条例第1条の表に次のように加える改正規定を削る。

第3条のうち、横浜市公会堂条例別表を別表第2とし、同表の次に1表を加える改正規定中

「

横浜市 瀬谷 公会 堂	講 堂	入場料等を徴収しない場合	1日につき	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台、1日につき			6,000

」

を

「

横浜市 瀬谷 公会 堂	会 議 室	入場料等を徴収しない場合	1日につき	2,300	2,760
		入場料等を徴収する場合	同	4,600	5,520
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収しない場合	同	3,000	3,600
		入場料等を徴収する場合	同	6,000	7,200
	講 堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800

」

		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000

に改める。

#### 附 則

この条例中、第1条の規定は平成23年4月1日から、第2条の規定は公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市青葉公会堂及び横浜市栄公会堂について、それぞれ同一の建物に設置されたスポーツセンターと併せて一の指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入し、並びに横浜市瀬谷公会堂の会議室及びリハーサル室の利用料金を定める等のため、横浜市公会堂条例等の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市公会堂条例（抜粋）

（ $\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$   $\frac{\text{改正案}}{\text{現行}}$ ）

（許可）

第2条 公会堂を使用し、又は利用しようとする者は、市長（第5条第1項~~又は第2項~~の規定により~~同条第1項第1号~~同項第1号に掲げる業務を~~同項又は同条第2項に~~同項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる場合にあっては、当該指定管理者。第3号、次条ただし書、第8条第1項及び第3項並びに第13条において同じ。）の許可を受けなければならない。ただし、次のいずれかに該当するときは、使用又は利用を許可しない。

（第1号から第3号まで省略）

（指定管理者の指定等）

第5条 （第1項省略）

2 別表第2の左欄に掲げる公会堂の前項各号に掲げる業務及び同欄に掲げる公会堂の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるスポーツセンター（横浜市スポーツ施設条例（平成10年3月横浜市条例第18号）第1条に規定するスポーツ施設のうちスポーツセンターをいう。以下同じ。）の同条例第4条第1項各号に掲げる業務（以下これらの業務を「管理業務」という。）は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、一の指定管理者に行わせるものとする。

$\frac{3}{2}$  （本文省略）

$\frac{4}{3}$  （本文省略）

$\frac{5}{4}$  （本文省略）

6 第2項の規定により管理業務を一の指定管理者に行わせる場合には、前項の規定にかかわらず、市長は、第4項及び横浜市スポーツ施設条例第4条第4項の規定により提出された書類を審査し、かつ、実績等を考慮して、公会堂及びスポーツセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

( 使用料 )

第7条 ( 第1項省略 )

2 使用料は、別表第3/別表第2の範囲内で市長が定める。

( 第3項から第7項まで省略 )

( 利用料金 )

第9条 ( 第1項省略 )

2 利用料金は、別表第4/別表第3に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

( 第3項及び第4項省略 )

別表第2 ( 第5条第2項 )

公 会 堂	ス ポ ー ツ セ ン タ ー
横浜市青葉公会堂	横浜市青葉スポーツセンター
横浜市栄公会堂	横浜市栄スポーツセンター

市第7号

別表第3 (第7条第2項)  
別表第2

名 称	種 別	使 用 料 (1日を単位とする。)
(省 略)		
横浜市青葉公会堂	会 議 室	6,500
	リ ハ ー サ ル 室	5,700
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000
(省 略)		
横浜市栄公会堂	会 議 室	7,400
	リ ハ ー サ ル 室	5,400
	講 堂	29,000
	附 属 設 備	6,000

別表第4 (第9条第2項)  
別表第3

種 別	単 位	利 用 料 金	
		平 日	日曜日、 土曜日及 び休日
(省 略)			
横 浜 市 会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき 6,000	7,200
	入場料等を徴収 する場合	同 12,000	14,400

港 北 公 会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		6,000
横 浜 市 青 葉 公 会 堂	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	<u>6,500</u>	<u>7,800</u>
		入場料等を徴収 する場合	同	<u>13,000</u>	<u>15,600</u>
	リ ハ ー サ ル 室	入場料等を徴収 しない場合	同	<u>5,700</u>	<u>6,840</u>
		入場料等を徴収 する場合	同	<u>11,400</u>	<u>13,680</u>
	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	同	<u>29,000</u>	<u>34,800</u>
		入場料等を徴収 する場合	同	<u>58,000</u>	<u>69,600</u>
	附 属 設 備		一式又は1台 、1日につき		<u>6,000</u>
会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	3,900	4,680	
	入場料等を徴収 する場合	同	7,800	9,360	

市第7号

横浜市都筑公会堂	リハール室	入場料等を徴収しない場合	同	5,100	6,120
		入場料等を徴収する場合	同	10,200	12,240
	講堂	入場料等を徴収しない場合	同	29,000	34,800
		入場料等を徴収する場合	同	58,000	69,600
附属設備		一式又は1台、1日につき		6,000	
横浜市栄公会堂	会議室	<u>入場料等を徴収しない場合</u>	<u>1日につき</u>	<u>7,400</u>	<u>8,880</u>
		<u>入場料等を徴収する場合</u>	同	<u>14,800</u>	<u>17,760</u>
	リハール室	<u>入場料等を徴収しない場合</u>	同	<u>5,400</u>	<u>6,480</u>
		<u>入場料等を徴収する場合</u>	同	<u>10,800</u>	<u>12,960</u>
	講堂	<u>入場料等を徴収しない場合</u>	同	<u>29,000</u>	<u>34,800</u>
		<u>入場料等を徴収する場合</u>	同	<u>58,000</u>	<u>69,600</u>
附属設備		<u>一式又は1台、1日につき</u>		<u>6,000</u>	
(省 略)					

(備考省略)

横浜市公会堂条例の一部を改正する条例（抜粋）

（上段 改正案）  
（下段 現 行）

第2条 横浜市公会堂条例の一部を次のように改正する。

第1条の表横浜市瀬谷公会堂の項及び別表第2横浜市瀬谷公会堂の項を削る。

第3条 横浜市公会堂条例の一部を次のように改正する。

第1条の表に次のように加える。

横浜市瀬谷公会堂	横浜市瀬谷区
----------	--------

別表中「（第5条第2項）」を「（第7条第2項）」に改め、同表を別表第2とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第3（第9条第2項）

種 別	単 位	利 用 料 金			
		平 日	日曜日、土曜日及び休日		
（省 略）					
横浜市瀬谷公	会 議 室	入場料等を徴収 しない場合	1日につき	2,300	2,760
		入場料等を徴収 する場合	同	4,600	5,520
	リハ－サル室	入場料等を徴収 しない場合	同	3,000	3,600
		入場料等を徴収 する場合	同	6,000	7,200

市第7号

会 堂	講 堂	入場料等を徴収 しない場合	<u>同</u> 1日につき	29,000	34,800
		入場料等を徴収 する場合	同	58,000	69,600
	附 属 設 備	一式又は1台 、1日につき			6,000

(備考省略)